

## 区の防災対策の取組を紹介します！

### 安全・安心メール

地震や気象の警報・注意報、河川の洪水、区からの緊急情報、振り込め詐欺などの防犯情報をメールでお知らせします。

登録は左下の二次元コードを読み取り、表示されたアドレスに件名や本文のない空のメールを送信してください。



※メールをしても返信がない場合は、携帯電話の設定で【@raidan2.ktaiwork.jp】からのメールを許可してください。

#### 【問い合わせ先】

防災危機管理課 3546-5087

### 280MHz 緊急告知ラジオの有償頒布

災害時に自動的に電源が入り、緊急放送を受信できる緊急告知ラジオの有償頒布を行っています。1台2,000円で1世帯1台まで購入可能です。なお、旧型ラジオは引き続き使用できますが、買い替えについては区ホームページをご覧ください。



#### 【問い合わせ先】

防災危機管理課 3546-5087

#### 【頒布場所】

区役所本庁舎 1階防災危機管理課  
日本橋・月島・晴海特別出張所 1階地域活動係

### 中央区防災マップアプリ

災害時に避難所の開設状況や鉄道の運行状況などを確認できます。



※iOS15.0以降、Android10.0以降のOSを搭載したもの

#### 【問い合わせ先】

防災危機管理課 3546-5510

### 高齢の方や障害のある方向け 家具類転倒防止器具の取付支援

高齢の方や障害のある方を対象に、家具類転倒防止器具の取付サービスを行っています。



#### 【問い合わせ先】

(高齢の方) 高齢者福祉課高齢者福祉係  
3546-5354

(障害のある方) 障害者福祉課障害者福祉係  
3546-5389

### 防災士資格取得費用助成事業

地域の防災活動においてリーダーシップを発揮する人材を養成するため、防災士の資格取得に係る費用の助成を行います。

〈対象者〉

- ①自主防災組織等の代表者から推薦を受けた方
- ②区内在住の12歳から25歳までの学生
- ③区内在住でおおむね55歳から65歳までの方

※詳細は区ホームページをご覧ください。

#### 【問い合わせ先】

防災危機管理課 3546-5510



### 女性防災リーダー養成事業

防災対策における男女共同参画の重要性を周知するとともに、地域の防災活動に主体的に取り組む女性を養成します。

- 講演会

日程：令和8年4月25日（土）午前10時～

- 養成講座（全5回）

日程：令和8年5～7月頃

※詳細は区ホームページをご覧ください。

#### 【問い合わせ先】

防災危機管理課 3546-5510



※区では上記の取組のほか、様々な防災施策に取り組んでいますので、お気軽にご相談ください。



## 消防団員を募集しています！

〔入団資格：区内在住・在勤・在学で18歳以上の方〕

地域の防災リーダーである消防団員として活動してみませんか。

#### 【問い合わせ先】

京橋消防署 電話：3564-0119

住所：京橋三丁目14番1号

日本橋消防署 電話：3666-0119

住所：日本橋兜町14番12号

臨港消防署 電話：3534-0119

住所：晴海五丁目8番20号

# 阪本小学校 防災拠点からのお知らせ

— 11月8日（土）に防災拠点訓練を実施しました — 令和8年3月

## ごあいさつ

大地震発生時に阪本小学校防災拠点の地域に住む方々が、協力し合いながら、自主的に防災拠点の開設・運営をできる体制を築くため、平成11年度から「阪本小学校防災拠点運営委員会」として活動しています。

今年度の訓練は、99名（アドバイザー・区職員含む）の方にご参加いただき、初期消火訓練、AED講習、携帯トイレ取扱訓練、起震車体験を行いました。

今後とも、地域の安全・安心のために活動してまいりますので、引き続きご支援・ご協力をいただきますようお願い申し上げます。



阪本小学校防災拠点委員会  
委員長 小西 義雄

## あなたの地域の防災拠点（避難所）は、阪本小学校です！



### 阪本小学校防災拠点

#### 【対象区域一覧】

◎日本橋兜町

◎日本橋茅場町

区内全域の防災拠点は、右記二次元コードを読み取るか、区ホームページから確認できます。



発行：阪本小学校防災拠点運営委員会 編集協力：中央区総務部防災危機管理課  
問い合わせ先：中央区総務部防災危機管理課（TEL 03-3546-5510 FAX 03-3546-5708）

※本お知らせは右記二次元コードからもご覧いただけます。



# 11月8日(土)に実施した防災拠点訓練の様子を紹介します



## ◆避難所開設・運営訓練◆

防災拠点運営委員会の役員が、各班に分かれて避難所開設・運営訓練を行いました。

### 【渉外・情報班】

特設公衆電話設置訓練



### 【食料・物資班】

防災倉庫確認訓練



### 【避難所運営班・活動要員班】

施設安全点検訓練



### 【負傷者・要介護者支援班】

応急手当訓練



## ◆住民訓練◆

起震車体験



初期消火訓練



携帯トイレ取扱訓練



## ◎ペット同行避難について◎

QRコード ◀ペットのための災害対策 (中央区保健所発行)

ペット同行避難とは、「災害発生時に、飼い主がペットを同行して避難所等まで避難すること」です。(飼い主がペットを避難所の同室で飼養管理することではありません。)

飼い主が自宅にとどまることができず同行避難した場合、防災拠点(避難所)では、「人間の居住スペースとペットの保護スペースを分け、ケージ管理とする」や「飼い主自身が、また、飼い主同士が協力して、清掃・給餌などペットの管理を行う」という基本的なルールのもと、決められた「ペット保護スペース」にペットを受け入れます。

ペットを飼っている方は、日頃からペットに必要な備蓄やしつけをしておきましょう。

## 在宅避難とは

避難とは、「難」を「避」けることを意味します。

地震などの災害が発生した際に、自宅など安全が確保できる場所にいる場合は、必ずしも防災拠点(避難所)に行く必要はありません。



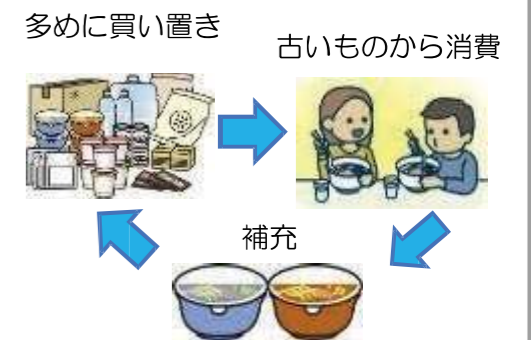
防災拠点(避難所)に多くの避難者が集まると、プライバシーの制限や衛生環境の悪化に加え、感染症が広がる恐れもあります。自宅の安全が確保できた場合には、無理に移動せず、自宅で避難生活を送る「在宅避難」を行ってください。

## ◎在宅避難をするための重要な取組◎

### (1) 水や食料などの備蓄

水や食料、携帯トイレなどを最低3日分(推奨1週間分)備蓄しましょう。

日常生活に必要な水や食料を少し多めに買い置きし、消費しながら補充する日常備蓄(ローリングストック)が有効です。各家庭の状況に応じた備蓄を心がけましょう。



### (2) 携帯トイレの備蓄

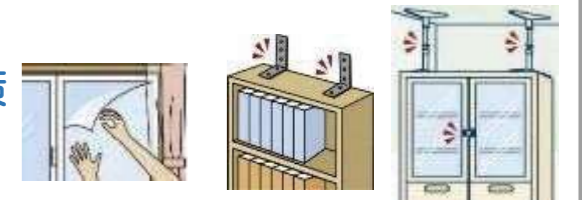
災害時は、配管等の安全が確認できるまでは、原則として自宅のトイレは使用できません。そのため、各家庭で携帯トイレを備蓄しておきましょう。

使用済の携帯トイレは、ごみ収集が行われるまで各家庭のベランダなどで保管してください。



### (3) 家具類の転倒、ガラスの飛散防止対策

家具類転倒防止器具の設置やガラスへ飛散防止フィルムを貼り、室内の安全対策を行きましょう。



※自宅が安全でない場合など、在宅避難が難しい場合は速やかに**防災拠点**へ避難してください。

## 防災拠点とは

本区では、小中学校等の24施設を「**防災拠点**」として位置付けています。

**防災拠点**は、災害時に地域防災の要として4つの役割を担います。避難所へ避難された方だけでなく、在宅避難を行っている方への支援として、物資の支給や情報提供なども行います。

### 【避難所】



自宅での生活が困難となった方を一時的に受け入れます。

### 【地域活動拠点】



救出・救助用の資器材を配備しています。また、救援物資の受入・配布を行います。

### 【医療救護所】



負傷者の応急手当を行い、医薬品なども備蓄しています。

### 【情報拠点】



地域の被害状況やライフラインの復旧情報などを提供します。